資料　６　－　１

「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」（ＧＭ条例）の概要

北海道農政部

制定の趣旨

この条例は、遺伝子組換え作物の開放系（一般の屋外ほ場など）での栽培を規制することによって、一般作物との交雑や混入を防止して、生産上及び流通上の混乱を防止し、遺伝子組換え作物の開発等に係る産業活動と一般作物に係る農業生産活動との調整を図るためのルールを定めたものです。

目　　的

○ 交雑及び混入の防止、生産上及び流通上の混乱の防止

○ 遺伝子組換え作物の開発等に係る産業活動と一般作物に係る農業生産活動との調整

○ 道民の健康の保護及び本道の産業の振興

対象範囲

カルタヘナ法（※）に基づき、環境大臣及び農林水産大臣が第一種使用規程を承認した遺伝子組換え農作物のうち、食用及び飼料用のもの、隔離ほ場において栽培を行うもの（令和４年(2022年)７月改正）

※カルタヘナ法とは
「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」の通称

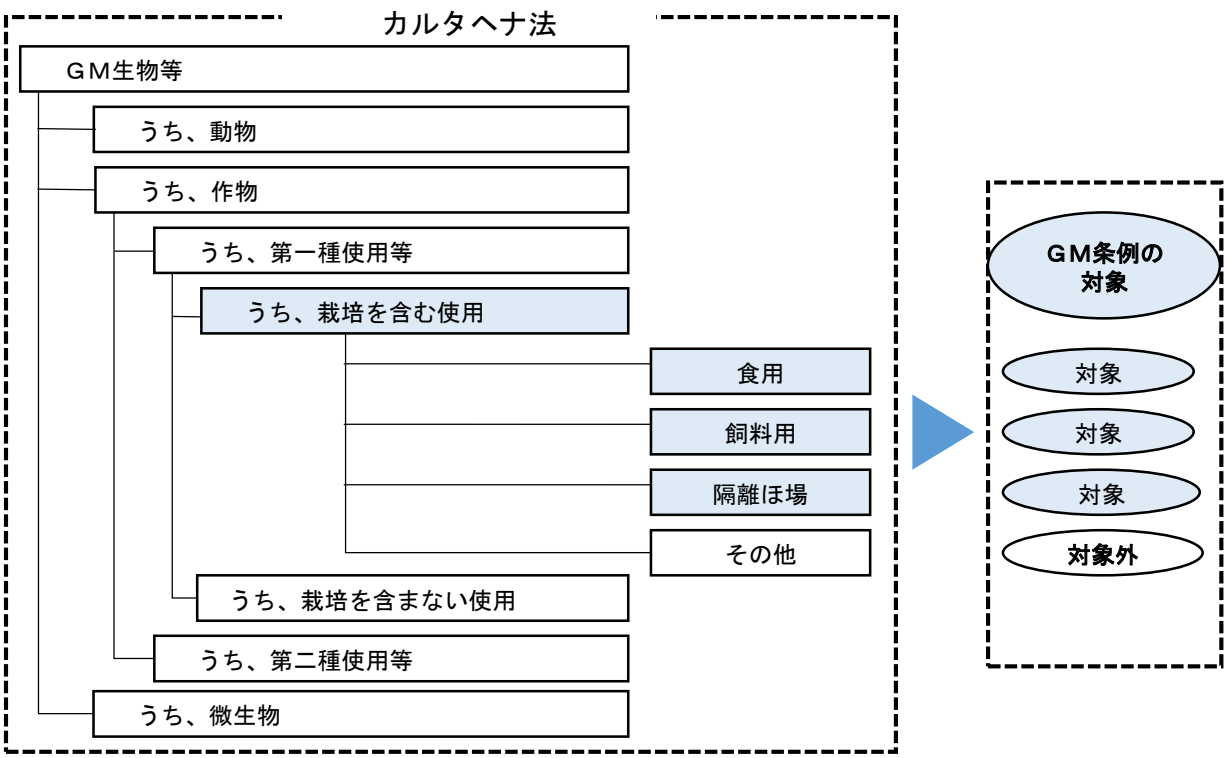

制度の仕組み

区　　分	概　　要
開放系一般栽培 （開放系試験栽培以外の栽培） **許可制**	① 栽培者は、地域説明会を開催した後、知事に許可を申請 ② 知事は、食の安全・安心委員会の意見を聴取し、許可・不許可を決定 （上記の委員会の中に研究者からなる専門部会を設置し、ここで科学的見地に立って調査審議） ③ 知事は、栽培許可者に対し、必要に応じて勧告、栽培中止命令、必要な措置命令、許可の取消しを行う。
開放系試験栽培 （試験研究機関※1による研究ほ場※2における試験研究目的の栽培） **届出制**	① 試験研究機関は、地域説明会を開催した後、知事に届出 ② 知事は、食の安全・安心委員会の意見を聴取 （上記の委員会の中に研究者からなる専門部会を設置し、ここで科学的見地に立って調査審議） ③ 知事は、届出のあった試験研究機関に対し、必要に応じて勧告、栽培中止命令、 必要な措置を命令

※1　試験研究機関　次に掲げる者であって道内に事務所又は事業所を有するもの
ア　国、独立行政法人、地方公共団体（試験研修機関を有する者）
イ　大学、高等専門学校の設置者
ウ　試験研究を業として行う事業者であって規則で定める要件を満たすもの

※2　研究ほ場　　試験研究機関が試験研究の用に供する目的で使用する権原を有するほ場及び施設

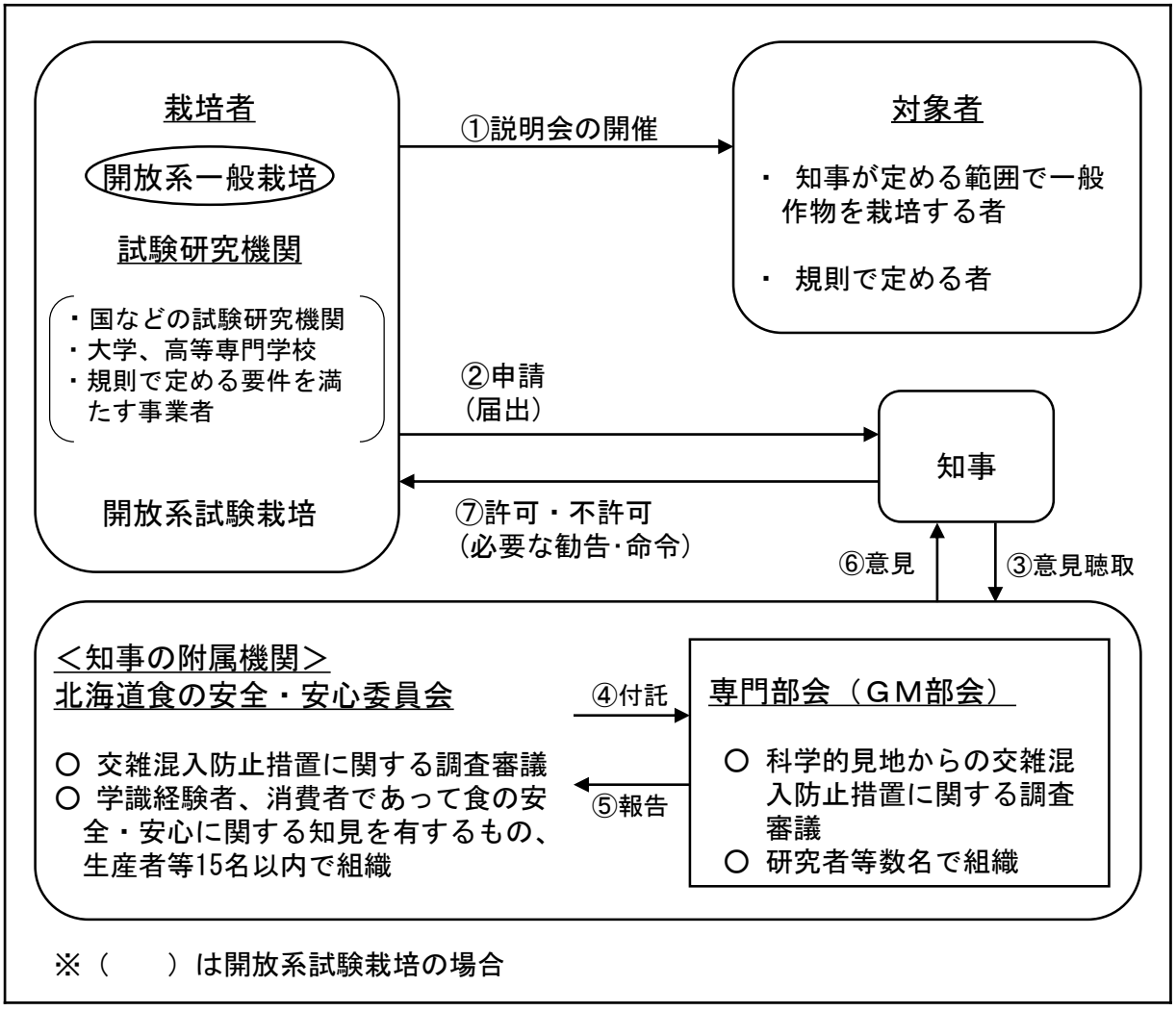

※（　　）は開放系試験栽培の場合

遵守事項

栽培者又は試験研究機関は、次の事項を遵守しなければなりません。
① 管理責任者の設置
② 交雑混入防止措置の適正維持
③ 遺伝子組換え作物の処理、収穫物の出荷等に関する記録及びその保管
④ モニタリング措置の実施及びその結果の知事への報告
⑤ 交雑又は混入が生じ、又は生じるおそれがある場合の措置、知事への報告 など

立入検査、罰則

条例の実効性を確保するため道の立入検査、罰則等を規定します。

施行期日等

平成１７年３月３１日 制定
平成１８年１月　１日 施行
平成２１年３月３１日 改正（条例の施行状況等の検討時期に関する改正）
平成２６年３月２８日 改正（遺伝子組換え作物の栽培許可申請に係る手数料の額に関する改正）
平成３１年３月１５日 改正（遺伝子組換え作物の栽培許可申請に係る手数料の額に関する改正）
令和　２年３月３１日 改正（遺伝子組換え作物の栽培許可申請に係る手数料の額に関する改正）
令和　４年７月　８日 改正（遺伝子組換え作物の開放系での栽培等の規制の対象の改正）
令和　６年３月２９日 改正（遺伝子組換え作物の栽培許可申請に係る手数料の額に関する改正）

交雑等防止措置基準「交雑防止措置」

遺伝子組換え作物の開放系での栽培等により周辺の一般作物との交雑や野生植物等を介しての交雑を防止するため、次の措置を実施することを条例で定めています。

隔離距離による交雑防止措置

遺伝子組換え作物	交雑防止対象作物等（同種作物・交雑可能雑草）	隔離すべき距離と条件	
イネ	イネ	300m以上 52m以上	① ３００ｍの範囲内の一般イネとの出穂期の差を２週間以上確保するよう植付 ② 出穂期の差が２週間以上とならないときは、花粉の生成、飛散防止措置を執る
ダイズ	ダイズ、ツルマメ	20m以上	
テンサイ	テンサイ、飼料用ビート、食用ビート、フダンソウ	2,000m以上	
トウモロコシ	トウモロコシ、テオシント	1,200m以上	
ナタネ	西洋ナタネ、ナバナ、カブ、ハクサイ、コマツナ等	1,200m以上	防虫網の設置その他の昆虫による花粉の飛散を防止する措置を執る

※「隔離すべき距離」設定の考え方：道内データや農林水産省実験指針に安全率（×２）を掛けて設定

隔離距離によらない交雑防止措置
（上記隔離距離を確保できない場合に執るべき措置）
■ 交雑防止対象作物との間の距離の最大限の確保
■ 花粉の生成や飛散の防止（摘花、除雄、袋かけ、防風網、防虫網など）
■ 開花期を重複させない時期的な隔離

交雑等防止措置基準「混入防止措置」

遺伝子組換え作物の開放系での栽培等により、一般作物の種子や収穫物への混入等を防止するため、次の措置を実施することを条例で定めています。

- ■ 遺伝子組換え作物の種子、種苗、収穫物の分別管理
- ■ 種子、種苗の播種、定植、運搬時のこぼれ落ち防止
- ■ 鳥獣の食害による拡散防止
- ■ 栽培に使用する機械器具類の専用使用あるいは分解洗浄、清掃
- ■ 機械器具類、作業衣類、靴等に付着した土や作物のほ場外部への流出防止
- ■ 収穫及び収穫物運搬時のこぼれ落ち防止
- ■ 収穫残さ物の鋤込み、焼却等による植物体の再生防止
- ■ 収穫残さ物の運搬時のこぼれ落ち防止
- ■ 野良生え等の再生植物体の開花前までの抜き取り
- ■ 当該ほ場で１年以内に同種一般作物を栽培する場合の措置
  - ・遺伝子組換え作物の開花前の除去
  - ・収穫直後のほ場表面焼却や土壌消毒による残存種子発芽の防止
- ■ モニタリングのために栽培する同種作物も上記と同様の混入防止措置を実施
- ■ 遺伝子組換え作物ほ場であり部外者立入禁止を明示する看板や標識の設置

交雑等防止措置基準には、上記以外に「その他」として、交雑及び混入防止措置の実施に当たって、地理的、自然的条件その他の地域特性や作物特性により交雑又は混入を防止するために必要とされる措置を実施することも定められています。